

一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する規則

(全部改正 平成26年3月25日規則第7号)

(一部改正 平成27年1月16日)

(総 則)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県環境保全公社（以下「公社」という。）が行う建設残土及び産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処分について必要な事項を定める。

(処分の方法)

第2条 処分は、埋立てによるものとする。

2 処分の場所は、次のとおりとする。

区 分	場 所
一般財団法人広島県環境保全公社箕島処分場 (以下「箕島処分場」という。)	福山市箕沖町107番1
一般財団法人広島県環境保全公社出島地区廃棄物等埋立処分場 (以下「出島処分場」という。)	広島市南区出島四丁目 及びその地先

(処分の対象)

第3条 処分することができる産業廃棄物等は、県内で発生したものであって、その種類は別表のとおりとする。

(受入時間)

第4条 埋立処分場の受入時間は、次のとおりとする。

(1) 箕島処分場 午前8時30分から午後4時45分まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 出島処分場 午前9時から午後4時30分まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）

(休 止 日)

第5条 埋立処分場の受入休止日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、休止日以外の日においても受入れを休止することができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月28日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(処分の手続)

第6条 産業廃棄物等の処分を依頼しようとする者は、処分依頼書を公社に提出しなければならない。

(処分の承諾手続)

第7条 公社は、処分を承諾するときは、産業廃棄物等処分に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

(搬入の制限)

第8条 搬入しようとする産業廃棄物等が、委託契約をしたものであっても、埋立処分場の維持管

理上支障があると認めるときは、搬入を制限することができる。

(処分料金)

第9条 産業廃棄物等の受入処分についての処分料金（以下「処分料金」という。）は、別表に定める額とする。

2 会社は、特別の理由があると認めるときは、処分料金を減免することができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、出島処分場に係る部分については、同処分場の産業廃棄物等受入業務開始の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に当会社が締結した契約書等において、改正前の規程を引用している場合においては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条，第9条関係）

箕島処分場料金

産業廃棄物等の種類		単位	金額
建設残土		1トンまで ごとに	800円
産業廃棄物	ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築 又は除去に伴って生じたものを除く。） ， 陶磁器くず （廃石膏ボードを除く。） 及びがれき類		7,000円
	鉦さい，汚泥（建設系）		8,000円
	ばいじん，燃え殻，汚泥（非建設系）		10,000円

（消費税及び地方消費税を含まない。）

出島処分場料金

産業廃棄物等の種類		単位	金額
建設残土		1トンまで ごとに	1,000円
産業廃棄物	ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築 又は除去に伴って生じたものを除く。） ， 陶磁器くず （廃石膏ボードを除く。） 及びがれき類		7,000円
	鉦さい，汚泥（建設系）		8,000円
	ばいじん，燃え殻，汚泥（非建設系）		10,000円

（消費税及び地方消費税を含まない。）

（一部改正 平成27年1月16日）